

川崎市税公告第11号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和8年1月29日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和7年度	市民税・県民税 森林環境税 (普通徴収)	第2期分	令和8年2月10日	計2件
令和7年度	市民税・県民税 森林環境税 (普通徴収)	第3期分	令和8年2月10日	計167件
令和7年度 (令和6年度課税分)	市民税・県民税 森林環境税 (普通徴収)	10月随時分	令和8年2月10日	計1件
令和7年度 (令和6年度課税分)	市民税・県民税 森林環境税 (普通徴収)	11月随時分	令和8年2月10日	計2件
令和7年度	軽自動車税 (種別割)	全期分	令和8年2月10日	計1件

(別紙省略)